

# 食の安全と消費者の信頼の確保

資料 3

## 現状と課題

## 平成19年度予算要求

### 食品安全の確保

- ・生産段階から消費段階にわたるフードチェーンにおける食品安全確保の徹底
- ・国際基準等への我が国の実態の反映
- ・残留農薬等のポジティブリスト制度への対応

### 科学に基づいた食品安全行政の推進

- ・有害化学物質・微生物による食品等の汚染実態に関する調査・分析の実施  
(有害化学物質に加え、新たにカンピロバクター等の有害微生物による  
フードチェーンにおける汚染実態の調査・分析を強化)  
食品安全確保調査・試験事業 9.8(8.9)億円 等
- ・国際基準等の策定への積極的な対応  
(コーデックス規格等についての各国のスタンスや科学的データに関する情報収集・分析の強化 等)  
コーデックス関連調査・推進活動費 0.2(0)億円
- ・食品安全GAPの推進等生産行程における安全確保のための取組を推進  
食の安全・安心確保交付金 27(27)億円の内教 等
- ・農薬の適正使用及び飛散低減技術の開発・実証等を支援  
食の安全・安心確保交付金 27(27)億円の内教

### 伝染病等の 侵入・まん延防止

### 動植物防疫体制の強化

- ・悪性伝染病等の国内外における発生・流行
- ・海外からの病害虫等の侵入リスクの増大
- ・適切な病害虫管理による環境に配慮した農業への転換

- ・悪性伝染病の国内における発生・まん延の防止  
家畜伝染病予防費 38(37)億円  
家畜衛生対策事業 32(34)億円 等
- ・動植物の輸出入検疫体制の強化  
(牛肉等の対日輸出施設の査察等輸出国の実態把握の強化 等)  
動物衛生対策充実強化事務費 1.1(0.9)億円の内教 等
- ・総合的病害虫・雑草管理(IPM)の推進  
(防除技術の効果・環境影響の評価基準を策定し、IPMの一層の普及を促進)  
IPM技術評価基準策定・情報提供事業 1.1(0)億円  
食の安全・安心確保交付金 27(27)億円の内教

### 消費者の 信頼の確保

- ・消費者への食品に関する情報提供の充実
- ・食品表示制度や牛トレサビリティ制度に対する違反事例の発生

### 消費者への情報提供の充実等

- ・特色のあるJAS規格の検討、普及・啓発と食品表示の監視指導・啓発の推進  
特定JAS規格検討・普及推進事業 0.5(0)億円  
食品表示適正化総合対策事業 3.0(3.3)億円 等
- ・フードチェーン全体を通じたトレサビリティ・システムの構築  
ユビキタス食の安全・安心システム開発事業 12(12)億円
- ・牛トレサビリティ制度の信頼性の向上  
牛トレサビリティ制度の信頼性確保対策委託費 1.0(0.4)億円 等

### 食育の 推進

- ・『食』を大切にする心の欠如
- ・栄養バランスの崩れと不規則な食事の増加
- ・伝統ある食文化の喪失

### 食育推進基本計画における目標の達成

- ・「食事バランスガイド」等の実践活動の取組の促進  
につほん食育推進事業 4訂(39)億円
- ・地域における「食事バランスガイド」の普及・活用等の促進  
食の安全・安心確保交付金 27(27)億円の内教

# 平成19年度消費・安全局予算概算要求の全体像

消費・安全局概算要求額 436(422)億円

〔省全体の1.4%  
〔農林水産省概算要求額  
〔31,514(27,783)億円〕〕〕

## 食品安全の確保

30(29)億円(局全体の6.8%)

食品安全確保調査・試験事業 10(9)億円

先端技術を活用した農林水産研究高度化事業のうち「リスク管理型」 5(5)億円 等

## 伝染病等の侵入・まん延防止

222(216)億円(局全体の51.0%)

動物検疫所 47(43)億円

植物防疫所 97(93)億円

家畜伝染病予防費 38(37)億円

家畜衛生対策事業 32(34)億円 等

## 消費者の信頼の確保

25(25)億円(局全体の5.8%)

ユビキタス食の安全・安心システム開発事業 12(12)億円

食品表示適正化総合対策事業 3(3)億円

牛トレーサビリティ制度の信頼性確保 8(8)億円 等

## 食育の推進

41(40)億円(局全体の9.5%)

にっぽん食育推進事業 41(39)億円 等

## その他

118(113)億円(局全体の27.0%)

食の安全・安心確保交付金 27(27)億円

検査検定3法人((独)農林水産消費技術センター、

(独)肥飼料検査所、(独)農薬検査所) 88(83)億円 等

# 平成19年度消費・安全局予算概算要求の重点事項

平成18年8月  
消費・安全局

## Ⅰ 食品の安全確保

【食品安全確保対策 16(15)億円】

### 対策のポイント

食品に起因する健康への悪影響を未然に防止することに重点を置き、生産現場から食卓までを通じて食品の安全確保についての取組を進めます。

(安全な食品とは?)

どんな食べ物でも、食べる量や毒性の強さによっては、体に悪い「毒」になる可能性があります。その食品に適した方法で取り扱い、適量食べたときに人に害を与えないことを、食品が「安全である」といいます。

(安全な食品を食卓に届けるために)

食べ物は健康的に生きていく上で欠かせないものですが、生産・加工・流通段階や家庭での取扱いをちゃんとしなければ、それは安全な食べ物でなくなる可能性があります。だからこそ、生産段階から加工・流通及び食卓にいたるまで安全を確保する取組を進めることが大切で、このことはすでに2000年頃から国際的な共通認識となっています。

### 政策目標

国産農産物を汚染する特定の有害物質等の摂取を  
許容量を超えないように抑制

## <内容>

### 1. 食品安全に関するリスク管理の推進

食品に起因する健康への悪影響を未然に防止するための政策を決定するために、食品に由来する健康リスクがどの程度あるのかを予測したり、適切な安全管理をするのに必要な技術の開発や調査・研究を行います。具体的には以下の取組を行います。

- ① 有害微生物について、食品や生産環境の汚染実態の調査・分析を新たに実施。また、有害化学物質による食品や飼料の汚染実態に関する調査・分析や生産資材の使用基準や残留基準値などの策定・見直しのための調査・試験を引き続き実施。
- ② 行政ニーズや社会ニーズに即して食品安全、動物衛生及び植物防疫を向上させるための研究の推進。

【食品安全確保調査・試験事業 979(892)百万円】

【先端技術を活用した農林水産研究高度化事業のうち「リスク管理型」  
480(480)百万円】

## 2. 安全な農畜水産物の供給

農薬や飼料・飼料添加物、動物用医薬品などの安全性や適正な流通・使用を確保するとともに、地域の条件等に応じて実施すべき農作業などの手順・方法を定め、適切な農業生産を実践する食品安全GAPを導入することにより、安全な農畜水産物の供給を確保します。

具体的には、都道府県、市町村や生産者団体等が実施する以下のような取組に対し支援を行います。

- ① 生産者や農薬の販売者を対象とした農薬の適正使用に関する研修会の開催、農薬使用の際の飛散（ドリフト）低減技術の開発・実証
- ② 地域の生産実態に即した食品安全GAPの導入の促進、GAP指導者育成のための講習会の開催
- ③ 農産物に含まれるカドミウムを低減するための新たなリスク管理措置の評価
- ④ 動物用医薬品の承認を迅速化するための試験法のガイドラインの整備及び国際的調和の促進
- ⑤ 有害物質混入防止のための飼料製造工場における適正製造指針の策定
- ⑥ 地域における飼料及び動物用医薬品の安全性確保のための調査、指導

【食の安全・安心確保交付金 2,738(2,702)百万円の内数】

【生鮮農産物安全性確保対策事業費補助金 6(6)百万円】

【動物用医薬品対策費補助金 68(68)百万円】

【流通飼料対策事業費補助金 53(68)百万円】

## II 動物植物防疫体制の強化

【動植物の防疫の強化 72（72）億円】

### 対策のポイント

家畜の伝染病や作物に有害な病害虫などの海外からの我が国への侵入防止と国内での発生・まん延防止により食料の安定供給を確保します。

#### （動物検疫とは）

動物の病気の海外からの侵入を防止するため、全国の動物検疫所で300人以上の家畜防疫官が輸入される動物・畜産物の検査を行っています。人が感染する狂犬病やエボラ出血熱等の侵入を防止するため、犬、猫、サルなどの検査も行っています。また、海外旅行者が動物検疫を受けずに畜産物を持ち込むのを防ぐために、成田国際空港では検疫探知犬も活躍しています。

#### （植物検疫とは）

作物に有害な病害虫が海外から侵入するのを防止するため、全国の植物防疫所で850人以上の植物防疫官が輸入される植物の検査を行っています。国内の一部のみに存在する病害虫のまん延を防ぐため、植物等の国内移動規制なども行っています。

### 政策目標

- 国内における家畜伝染病・養殖水産動物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止
- 我が国に未発生又は一部にのみ存在する病害虫の侵入・まん延の防止と環境に配慮した病害虫管理体制の構築

### <内容>

#### 1. 家畜の生産段階における疾病の清浄化

農場における様々な疾病対策の推進や24か月齢以上の死亡牛のBSE検査の実施等により、BSEをはじめとする各種疾病の清浄化を図ります。

【家畜衛生対策事業 3,202（3,355）百万円】

#### 2. 家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫の着実な実施

都道府県が家畜伝染病予防法に基づき行う検査等に必要な費用の負担、殺処分された患畜等に対する手当金等の支払いに加え、地域における疾病の発生予防や万一に備えた防疫体制の整備等により、的確で迅速な家畜伝染病の発生予防、まん延防止を図ります。

【家畜伝染病予防費 3,790（3,714）百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2,738（2,702）百万円の内数】

### 3. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止の強化・推進

全国の動物検疫所で実施している輸出入動物及び畜産物の検査の実施により、海外からの家畜の伝染性疾病の侵入を防止します。

具体的には、

- ① 検査内容を充実させるなど、水際での検査体制のより一層の強化に努めるとともに、我が国に畜産物等を輸出する海外の施設に対する査察の強化を図ります。
- ② 動物検疫犬を、成田国際空港に加え関西国際空港にも配置し、畜産物の検査体制を充実させます。
- ③ 「IT新改革戦略」や「電子政府構築計画」に基づき業務・システムの最適化を図り、動物検疫業務システムの安全性・信頼性を強化します。

【動物衛生対策充実強化事務費 115(95)百万円の内数】

【動物検疫所の検査指導等充実強化費 1,030(718)百万円の内数】

### 4. 水産動物の伝染性疾病の侵入・まん延防止

- ① 動物検疫所による水産動物の輸出入検疫体制を整備し、海外からの水産動物の伝染性疾病の侵入を防止します。
- ② PCR法やDNAチップを活用した水産動物の伝染性疾病の迅速診断技術の開発、普及等の取組を強化します。

【動物検疫所の検査指導等充実強化費 1,030(718)百万円の内数】

【魚類防疫技術対策事業委託費 39(34)百万円】

【養殖衛生対策推進事業委託費 103(102)百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2,738(2,702)百万円の内数】

### 5. 植物検疫体制の強化

隔離検疫施設の増強等により有害病害虫の侵入防止体制を強化するとともに、「IT新改革戦略」や「電子政府構築計画」に基づき業務・システムの最適化を図り、植物検疫業務システムの安全性・信頼性を強化します。

【植物防疫所の検査指導等充実強化費 1,437(1,094)百万円の内数】

【植物防疫所の施設整備 170(160)百万円の内数】

### 6. 環境に配慮した病害虫管理体制の構築

病害虫が発生しにくい環境づくりや、物理的防除、天敵などを最適に組み合わせ、病害虫管理を実施する手法であるIPM(総合的病害虫・雑草管理)を推進し、環境にやさしい農業生産の実現を図ります。

【IPM技術評価基準策定・情報提供事業委託費 112(0)百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2,738(2,702)百万円の内数】

### Ⅲ 消費者の信頼確保

【消費者の信頼確保対策 23(22)億円】

#### 対策のポイント

- ① 食品表示や牛トレーサビリティについて、監視・指導を徹底し、制度の信頼性を高めます。
- ② 消費者ニーズを踏まえたJAS規格の導入、普及により、消費者の皆さんの商品選びを応援します。
- ③ ユビキタス・コンピューティング技術を活用したトレーサビリティ・システムの普及促進を行います。

#### (トレーサビリティとは)

トレーサビリティとは、食品が生産から販売にわたってどのようなルートを通ったか把握できることです。トレーサビリティを確立すれば、食品事故発生時の原因究明や食品回収などが迅速に行えるようになり、消費者への情報提供を充実させることも可能となります。牛については、牛トレーサビリティ制度により、国内で飼養されているすべての牛への耳標装着と異動等の届出、牛肉への個体識別番号表示等が義務付けられています。

#### (JAS規格とは)

JAS規格制度は、有機食品や地鶏、熟成ハムなどが特別な生産方法で作られていることや、一般飲食物品などが一定の品質を備えていることを保証する制度で、JAS規格による検査に合格した製品にJASマークが付けられます。

#### (ユビキタス・コンピューティング技術とは)

ユビキタス・コンピューティング技術とは、身近なところに小さなコンピュータなどが存在し、いつでも、どこでも、必要なときにそれが利用できたり、コンピュータが自動的に人間へ働きかけてくれる仕組みを実現する技術のことです。

#### 政策目標

- 食品の不適正表示の改善
- 牛トレーサビリティ制度の信頼性確保
- 生鮮食品及び加工度の低い加工品を対象として、トレーサビリティ・システムを導入した品目の割合を50%に高める(平成19年度)

#### <内容>

1. 特色のあるJAS規格の検討、普及と食品表示の監視指導・啓発の推進  
消費者ニーズなどを的確に反映したJAS規格を制定するための調査検討、消費者と製造業者などの交流会の開催等によるJAS規格の総合的な普及啓発を実施します。

また、食品表示の監視指導の徹底と、消費者、製造業者等への表示制度の啓発を実施し、食品表示の適正化を推進します。

【特定JAS規格検討・普及推進事業委託費 47(0)百万円】

【食品表示適正化総合対策事業 295(329)百万円】

## 2. 牛トレーサビリティ制度の信頼の確保

牛トレーサビリティ制度が適切に実施されるよう監視活動を行います。また、このために必要なシステム開発と牛肉のDNA鑑定を行います。

具体的には以下のような開発、鑑定を行います。

① 牛個体識別台帳(データベース)について、不適切な届出の検索機能等を強化した新たなシステムを開発

② と畜場及び販売店等で採取した牛肉のDNAの同一性鑑定を引き続き実施

【牛トレーサビリティ制度の信頼性確保対策事業委託費 100(39)百万円】

【牛肉トレーサビリティ業務事業委託費 640(640)百万円】

## 3. トレーサビリティ・システムの導入を促進するシステム開発等

ユビキタス・コンピューティング技術を活用したシステムの開発、品目別の導入ガイドラインの作成、普及啓発のためのセミナー等に対する支援を行います。

【ユビキタス食の安全・安心システム開発事業補助金

1,200(1,200)百万円】



## IV 食育の推進

【食育の推進 89 (66) 億円】

### 対策のポイント

生産・流通・消費の各段階において、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発の取組を促進します。

#### (食育とは)

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるようにするための取組の事です。

#### (日本型食生活とは)

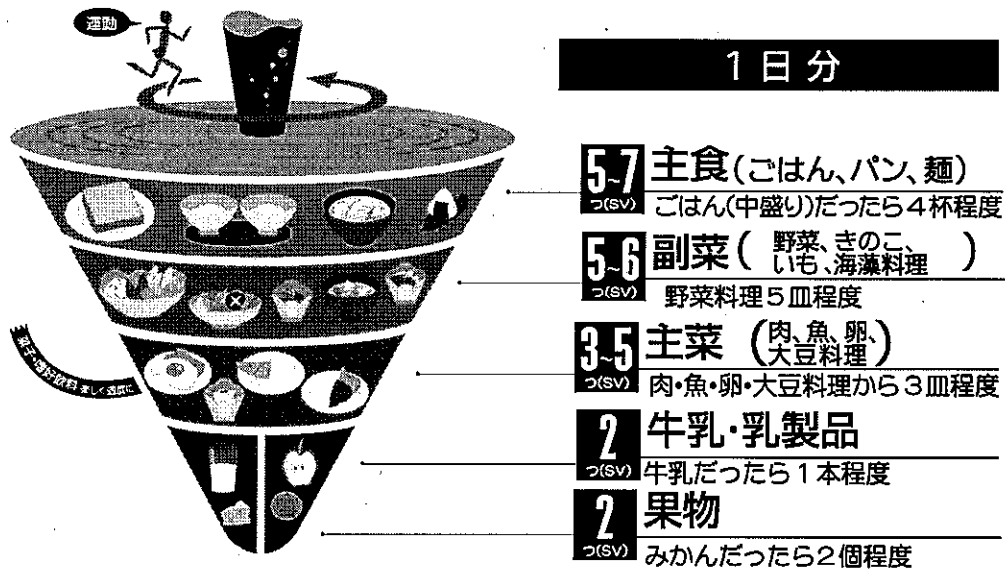
日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活と考えられています。

#### (食事バランスガイドとは)

食事の望ましい組み合わせやおおよその量をわかりやすくイラストで示したものです。生活者が自分自身の食生活を見直すきっかけになるものとして、より多くの方々に活用されることを目的としています。

# 食事バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？



厚生労働省・農林水産省決定

※SVとはサービング(食事の提供量の単位)の略

### 政策目標

「食事バランスガイド」の認知度：50% (22年度)  
「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合：30% (22年度)

## <内容>

### 1. 全国段階における食育の推進

外食産業や小売業等における「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の実践活動を促進します。「食育月間」(6月)を中心としたシンポジウム、イベントの開催、ポスターやマスメディア等の多様な媒体を活用した普及・啓発などにより、食育を推進します。

【にっぽん食育推進事業 4, 120 (3, 945) 百万円】

### 2. 地域における「食事バランスガイド」の普及・活用等の促進

地域の教育ファーム推進計画策定にむけた取組など「教育ファーム」の取組を新たに支援します。地域におけるイベントの開催等「食事バランスガイド」の普及・活用の取組を引き続き支援します。

【食の安全・安心確保交付金 2, 738 (2, 702) 百万円の内数】

#### (関連施策)

### 3. 農林漁業に関する体験活動の促進

食や農林水産業に関する様々な体験活動を推進します。これにより国民の食や農林水産業に関する理解と関心の増進を図ります。

【元気な地域づくり交付金 40, 643 (41, 526) 百万円の内数】

【その他 351 (163) 百万円】

### 4. 地産地消の推進

関係省庁と連携して地産地消モデルタウンの整備を支援します。地産地消の拠点となる直売所等の環境整備、地域のリーダーやコーディネーターの育成、関係者のネットワークづくり等を推進します。

【1, 439 (12) 百万円】

### 5. 食に関する様々な情報提供等の推進

食品の安全性や食品表示などに関する様々な情報提供等を推進します。

【169 (27) 百万円】

### 6. 食品廃棄物の発生の抑制や再利用等の推進

バイオマス利用、食品リサイクル等を推進し、食料資源の有効利用の促進及び環境と調和のとれた農林漁業の活性化へとつなげます。

【地域バイオマス利活用交付金 16, 005 (0) 百万円の内数】

【強い水産業づくり交付金 11, 914 (11, 823) 百万円の内数】

【その他 2, 792 (2, 453) 百万円】

## ～生産・流通・消費の各段階を通じた食育の推進～

－「食育基本法」に基づき、食について自ら考え、判断できる能力を養成する食育を推進－

【目標：望ましい食生活の実現】

### 全国段階における食育の推進(にっぽん食育推進事業)

#### 1 食育実践活動の促進

- ・都市部の児童・生徒等を対象とした農業体験学習
- ・ファミリーレストラン、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等における実践活動の推進
- ・「食事バランスガイド」の理解を深めるための手法やソフト開発
- ・学校給食における日本型食生活の実践を推進するためのフォーラム等の実施
- ・モデル地域における多様な取組への支援・実証
- ・民間の実践活動等に対する支援

#### 2 食育を国民運動として推進するためのシンポジウムやイベント等の開催

- ・「食育月間」(6月)を中心に、「食事バランスガイド」、「日本型食生活」等をテーマにしたシンポジウムの開催
- ・体験型の総合展示会や全国的なマスメディアと連携したステージイベントの開催

#### 3 多様な媒体等を活用した普及・啓発

- ・ポスターやリーフレットの作成・配布、マスメディアの活用等による「食事バランスガイド」や「日本型食生活」等の普及・啓発を地域を限定して集中的に実施

### 地域における「食事バランスガイド」の普及・活用等の促進(食の安全・安心確保交付金)

～国の施策と地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の取組を一体的に推進～

#### 1 「食育月間」(6月)を中心としたイベントの開催

- ・「食育月間」を中心に、「食事バランスガイド」等をテーマにした食育総合展示会やシンポジウム等を集中的に開催

#### 2 「食事バランスガイド」の普及・活用等の取組の推進

- ・食育推進リーダーによる「食事バランスガイド」等に係る指導(講習会の開催)
- ・地域版食事バランスガイド(郷土料理の活用等)の策定・普及の取組

#### 3 地域における教育ファームの取組の推進

- ・地域の教育ファーム推進計画作成に向けた取組や優良事例の収集・情報提供など、地域における教育ファームの取組を支援

## ◎政策評価結果と予算概算要求

(1) 平成17年度施策の政策評価結果(実績評価)について (消費・安全局関係)

平成17年度の政策評価については、各局で行った自己評価に基づき「農林政策評価会」で質疑応答を行い、平成18年7月14日に取りまとめられた。

政策分野	当面重点的に取り組むべき課題(指標・目標/評価の視点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産現場等におけるリスク管理措置により、国産農産物等の汚染のおそれのある危害要因の摂取を、国民の健康に影響のない程度に抑制する。 (● 摂取許容量を超えないレベルに抑制。)</li> <li>国内における家畜伝染病や養殖水産動物の特定疾病の発生予防と海外伝染病の侵入の防止を図り、発生した場合には、まん延防止措置を適切に講じる。 [ ● 国内における家畜伝染病等の発生・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止。発生がなかった場合には法令等に基づくまん延防止措置を適切に実施。 ]</li> <li>安全な農作物の安定供給に支障を来すおそれのある病害虫の侵入防止を確実に図るとともに、発生した場合には、駆除・まん延防止措置を適切に講じる。 [ ● 我が国未発生又は一部に存在する病害虫の侵入防止。発生がなかった場合には法令等に基づくまん延防止措置を適切に実施 ]</li> <li>遺伝子組換え農作物の使用が我が国の生物多様性(野生動植物の生態系等)に影響を及ぼさないよう未然に防止する。 (● カルタヘナ法に基づく緊急措置を発動しない状態を維持。)</li> <li>消費者の信頼の確保のために食品表示の適正化を推進する。 (○ 10年後に適正表示率を85%にするために5年間(H20年度)で不適正表示率を2割削減。)</li> </ul>	<p>目標を達成 (17年度はカドミウムについて評価)</p> <p>概ね目標を達成 (弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたがまん延を防止)</p> <p>目標を達成</p> <p>目標を達成</p> <p>A</p>
実現に向けた食生活の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民が、自らの食生活を見直し、栄養バランスの改善等に主体的に取り組むことができるよう、「食事バランスガイド」の普及・活用に取り組む。また、地方における食育を着実に推進する。 [ ○ 一般消費者の「食事バランスガイド」の認知度を、H17年度は20%、H22年度は50%。(*) ○ 食育ボランティアの延べ活動日数を、H22年度は16年度実績の2倍増(40,000人日/年)。 ]</li> </ul>	<p>A</p>	

### 定量的評価

ランク	評価	達成度合
A	概ね有効	90%以上
B	有効性の向上が必要である	50%以上90%未満
C	有効性に問題がある	50%未満

注：黒丸(●)・・・定量的目標、白丸(○)・・・定量的目標  
(\*)平成18年度は、「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合を目標として設定(H22年度の30%)。

(2) この評価結果を受け、平成19年度予算概算要求に当たっては、次のとおり、施策の内容の見直し。

### ＜達成ランクが「A」又は「B」となった目標における対応＞

#### ② 食品の安全性の確保

##### 【政策評価結果】

17年度目標： 国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、摂取許容量を超えないレベルに抑制する。

17年度実績： 目標は達成している（達成ランクAに相当）

所見： 目標を達成しているもの、国民の健康への影響を未然に防止することは重要な課題であることから、今後とも科学的原則に基づいた効果的なリスク管理措置等の実施を継続し、「食の安全及び消費者の信頼の確保」に努める必要がある。

##### 【政策評価結果の反映】

食品の安全を確保するためには、食品に起因する健康への悪影響を未然に防止することに重点を置き、生産現場から食卓までを通じて食品の安全を確保する取組を進めることが重要です。これを踏まえ、科学的原則に基づき、食品に由来する健康リスクがどの程度あるのか予測し、危害要因の性質や問題の発生過程等に即した方針・対策を決定します。

具体的には、以下の事業を実施します。

ア 科学的・統一的な枠組みに則り、食品又は飼料における有害化学物質の汚染実態調査とリスク管理措置の検討・検証のための調査を引き続き実施するとともに、新たに、食品又は生産環境における有害微生物の汚染実態調査を実施します。

イ また、これまで実施してきたカドミウム吸収抑制技術等に加え、新たに土壌洗浄技術の評価を行うなど、農作物中に含まれるカドミウムのリスク低減技術の確立に向けた取組を推進します。